

フランス革命期の聖職者の結婚について

柳原邦光

はじめに

フランス革命の始まりとともに、フランスのカトリック聖職者は荒波のなかに放り出された。国民議会（憲法制定議会）は大胆な教会改革を行って、革命前に強固な経済的基盤と独自の組織を誇ったカトリック教会の性格を一変させてしまったのである。封建制の廃止が決議された夜、教会の主要な収入源のひとつであった教会十分の一税は廃止され、後に教会財産自体が国有化されて、教会は経済的基盤のすべてを失った。聖職者は国家公務員となった。教会改革の総仕上げが聖職者民事基本法（1790年制定）である。これによりカトリック教会は新しい国家において公的な地位を認められたものの、市民的原理に基づいて再編成され、国家の管理下におかれたのである。

国民議会は教会改革について聖職者に諮ることを拒否したばかりか、聖職者に基本法への宣誓を求めた。拒否した聖職者は罷免されることになっていた。聖職者は宣誓の諾否をめぐる、宣誓聖職者（立憲聖職者）と宣誓拒否聖職者に分裂し、結局、新しい教会（立憲教会）は宣誓聖職者によって組織された。1790年から91年のことである。数でいえば、革命前の聖職者の約4分の1程度であったと思われる。宣誓を拒否した聖職者は罷免され国外退去に処された（1792年8月）が、宣誓聖職者も試練に直面することとなる。非キリスト教化運動（1793年秋から94年春）である。このとき、教会から祭具が持ち出されて、反宗教的な仮装行列の道具とされ、広場で火刑に処された。教会が閉鎖されたため、カトリック礼拝は不可能となったが、元の教会は「理性の神殿」に改められて、「理性の祭典」の舞台となった。聖職者自身も厳しい状況におかれた。当時、立憲聖職者は3万人程度いたものと思われるが、そのうち約2万名が聖職を棄て、約6千名が結婚したのである。⁽¹⁾ フランスのカトリック聖職者は、宣誓強制と非キリスト教化運動という二つの大波に翻弄され、以後も苦悩に満ちた人生を送ることをよぎなくされた。二つのできごとについてはすでに総合的な研究がある。宣誓問題についてはティモシー・タケットの研究⁽²⁾、非キリスト教化運動がミシェル・ヴォヴェルである。二人はともに統計処理を行ってそれぞれ全国分布図を作成している。宣誓と非キリスト教化運動の二つの全国分布図からは、よく似た二つの地域が浮かび上がってくる。宣誓を受け入れた地域と拒否した地域、非キリスト教化運動を受容した地域と拒否した地域である。この「二つのフランス」は、20世紀半ばの宗教実践の全国分布図でも確認されており、宣誓強制と非キリスト教化運動の影響の大きさが確認された。⁽³⁾

ところで、ヴォヴェルはさまざまな指標について全国分布図を作成しているが、非キリスト教化運動の強度を示す地図を作成する際に用いたのは、「聖職放棄」と「聖職者の結婚」、「理性の祭典」の三つである。聖職者の結婚は非キリスト教化を占う重要な指標のひとつとされているのである。ヴォヴェルによれば、聖職放棄のほとんどが強制によるものであり、聖職者が何を放棄したかについては、さまざまなケースが考えられる。司祭職の任務遂行を放棄しただけの場合や聖職者として

の身分の放棄、あるいは信仰を放棄した場合もある。いずれにしても、聖職放棄が非キリスト教化であるというのは理解できる。カトリシズムにとって代わろうとした理性の祭典についても同様である。しかし、聖職者の結婚となるとどうであろうか。確かに、カトリック聖職者の場合、独身が義務付けられ、独身の誓願を行っているのであるから、結婚はあってはならないことである。聖職者が結婚したとすれば、まさにスキャンダルであろう。このように考えれば、聖職者の結婚を非キリスト教化の指標とみなしても問題がないように思われる。実際、ヴォヴェルに先立って聖職者の結婚の全国分布図を作成したC.ラングロワとT.-J.-A.ル・ゴフは、聖職者の結婚を「革命的非キリスト教化のなかでもっとも過激な現象」とであると述べている。⁽⁴⁾

しかし、疑問がないわけではない。聖職放棄や理性の祭典は非キリスト教化運動期にみられた現象である。ところが聖職者の結婚となると、必ずしもそうとはいえない。多くの研究者が指摘しているように、聖職者の結婚は非キリスト教化運動期だけの現象ではない。数は少ないが、運動が始まる以前にも終結後にもみられるのである。驚いたことには、1801年にコンコルダが締結され、カトリック教会が「フランス人の大多数の宗教」として復活したにもかかわらず、結婚した聖職者のいたことが確認されている。このような運動前後の結婚は自発的だったと考えられている。自発的か否かはともかく、聖職者の結婚のすべてが非キリスト教化運動で説明できるわけではない。少なくとも、運動期前後の結婚に関しては、別の説明が必要である。

ヴォヴェルも聖職者の結婚が非キリスト教化運動期に限られないことを無視しているわけではない。むしろこの事実を統計的に確認したうえで、聖職者の結婚を非キリスト教化の重要な指標としている。ヴォヴェルによれば、聖職者の結婚の約1割が自発的で、ほかは強制によるものである。強制された結婚という事実に重い意味があるのであろうか。

聖職者の結婚のほとんどが強制の結果で、非キリスト教化運動期に集中していた。この点を重視すれば、聖職者の結婚はキリスト教的な過去と決定的に訣別するものであり、まさにそれゆえに強制されたと考えることができるだろう。かりにそうだとすると、聖職者の結婚は具体的にどのように理解されていたのだろうか。聖職者であることを否定する行為としてか、いやそれ以上に、カトリック信仰そのものの放棄を証しする行為としてなのか。

他方、自発的結婚と解釈されている、非キリスト教化運動以前に結婚した聖職者の場合はどうであろうか。結婚したがためにもはや聖職者ではなくなったとは、本人も周囲も思っていない。聖職者と結婚とは両立している。むしろ歓迎されており、いうまでもなくカトリック信仰を放棄したものとはみなされていない。

二つのタイプの結婚を並べてみると、聖職者の結婚がフランス革命期にどのような意味もっていたのかがよくわからなくなってくる。同じ聖職者の結婚であっても非キリスト教化運動期とその前後では意味がまったく異なるのであろうか。それとも、二つのタイプの結婚には共通する何かがあるのであろうか。また非キリスト教化運動期の聖職者の結婚は否定的な意味しかもたなかったのであろうか。

本稿では、聖職者の結婚イコール非キリスト教化とみる見方を検証しながら、いくつか疑問点を挙げて、聖職者の結婚のもつ意味について再考したい。

1. カプララ文書による結婚聖職者研究の諸問題－ C.ラングロワと T.-J.-A.ル・ゴフの研究から－

革命期の聖職者の結婚問題については、デパルトマンやディストリクト単位の研究が重要である

ことはいうまでもないが、全体像を把握するために用いられているのは、「カブララ文書」と呼ばれる史料である。革命終結後、ナポレオンがコンコルダを締結したとき、教会再建の必要から革命期の聖職放棄者や結婚聖職者を教会の懐に回収するために、教皇庁は全権特使カブララを派遣した。カブララの在任中(1801~1808年)に6千名近い人々から嘆願書が送られ赦免の可否が決定された。カブララ文書については、谷川 稔が『十字架と三色旗 もうひとつの近代フランス』(山川出版社、1997年)第2章で詳細に論じている。それによれば、結婚聖職者の嘆願書の枚数は約2万枚にも及ぶ膨大なもので、そのためなかなか研究が進んでいない。

数少ない研究の中で注目すべきは、C.ラングロワとT.-J.-A.ル・ゴフが共同で執筆した論文⁽⁵⁾とミシェル・ヴォヴェルの著作である。ともに、カブララ文書を統計処理して、革命期の結婚聖職者の全体像を把握しようと試みている。ここでは、前者の研究からカブララ文書による結婚聖職者研究の成果と限界について考える。

ラングロワとル・ゴフは、それまでの結婚聖職者についての研究が方法論の不十分さやカブララ文書の部分的利用のために誤った結論に導かれてしまったとして、ボーヴェの非キリスト教化運動を研究したモーリス・ドマンジェを例に挙げて、文書全体を統計的に処理する必要性を強調している。ドマンジェは、年齢的に不釣り合いな結婚をしたために聖職者の結婚は冷ややかにみられるようになり、1794年以後はなかったと結論づけたのである⁽⁶⁾。さらに、ラングロワたちは革命期の聖職放棄者に関するマルセル・レイナルの編んだ研究⁽⁷⁾について、心性史と社会史を結びつける方法を提示したと評価し、この方法を踏襲してカブララ文書に取り組んだと述べている。しかし、実際に二人が統計処理に用いたデータは、シャロン-ボルダスの文献目録全体の約6分の1(1023名)と、赦免された聖職者についての教皇特使の書簡、結婚の祝福を求めた聖職者(146名)に関するものなどで、サンプルが限られたものであることは否定できない。このため、シャロン-ボルダスの把握したカブララ文書の結婚聖職者数(3715名)と照合して、サンプル自体に偏りがないかを確認するなど、工夫を施している。

さてそれではこの論文からどのような成果をえることができたであろうか。はっきりと確認できたのは以下の点である。

まず、問題の結婚の時期について。嘆願書には結婚の年月日まで細かくは記載されておらず、何年に行われたかしか確認できない。したがって非キリスト教化運動の以前か以後かは正確には特定できないが、それでもだいたいのところはわかる。修道聖職者を含めて結婚年の判明しているもの(総数243例)の年分布は次のようになる。1792年が3.3%、93年27.6%、94年37.4%で、95年から1807年までが31.7%である。やはり、非キリスト教化運動期(1793年秋から94年春まで、あるいは94年7月まで)が圧倒的に多いが、運動終結後もかなりの結婚があった。在俗聖職者だけを見ても、1793年と94年が圧倒的に多いものの、前後の時期にも結婚が行われている。ドマンジェの見解とは異なり、聖職者の結婚が運動期以後も行われたことがこれではっきりした。

次に、結婚聖職者の全国分布図(コンコルダ以後に再編された司教区分による)をみてみると、結婚聖職者がきわめて多い地域とかなり少ない地域があったことがわかる。これについては後述する。

カブララに赦免を求めた聖職者をカテゴリー別に分けてみると、結婚聖職者総数3715名のうち、60.3%が在俗聖職者、39.6%が修道聖職者である。後者の場合、4分の3が男子である。このことから結婚聖職者の多くは元の修道聖職者であるとする見解は否定された。在俗聖職者の場合、独身生活に戻る意思を表明した者は17.7%にすぎない。そのうち復職希望が4分の3で、4分の1が世俗

にとどまることを求めている。残りの 82.3%は結婚の正式な認可を希望している。嘆願者のほとんどが要望を認められたとされているので、結婚は結果的に聖職者を世俗化させたといえるだろう。

結婚聖職者の年齢については、叙階の年や出生年の判明している者のデータから判断すると、比較的若い人々である。たとえば、1789年時点で30歳に達していない者が46%、40歳未満が28%である。年齢の問題は以前から指摘されている通りである。

結婚後の職業については、教育職と行政職が半分を占め、そのほかに商業や手工業、法曹、その他の自由専門職に就いている。居住地は、嘆願書提出時点で見ると、55.5%が農村に住んでいる。結婚聖職者はパリや都市に住む聖職者ばかりではなかった。

これまでしばしばいわれてきたこととして、多くの聖職者が強制されて召使や老女と結婚したものの、脅威が去るとただちに解消されたとする、いわゆる偽装結婚説がある。聖職者の結婚の数や意味を過小評価しようとするものであるが、すでに述べてきたことからわかるように、この見解があてはまるケースは多くない。ラングロワとル・ゴフによれば、該当するのは独身生活に戻る意思を示した者（前述した17.7%）で、その他の聖職者については10%がカプララにそう告白しているにすぎない。また、聖職者の結婚相手として元修道女が多かったといわれてきたが、実際には、4.6%しかみられない。ただし、修道女のほとんどが聖職者と結婚したことが確認されており、彼女たちの世界の狭さが浮き彫りになった。

以上を整理すれば、聖職者の結婚が決して一時的な現象ではなかったことがわかるだろう。また、カプララに嘆願書を送ったとはいえ、ほとんどが世俗にとどまることを選択していることから、聖職者の結婚のもった意味の重大さがうかがえる。

ラングロワとル・ゴフの研究は、カプララ文書を用いて研究する難しさも伝えている。赦免要請を行った結婚聖職者の地理的分布図からこの問題を考えてみよう。

論文には二つの分布図が載せられている。司教区単位で結婚聖職者の実数を示したものと、同じく司教区ごとに結婚聖職者が司教区人口に占める割合を示したものである。すでに述べたように、二つの分布図からは、結婚聖職者分布の地域的差異がよくわかる。二つの分布図の間には違いもみられるものの、重なる部分が大きく、聖職者の結婚が比較的多数見られた地域が浮かび上がるのである。聖職者の結婚は非キリスト教化の「究極的な形態」とされているので、これを文字通りに解釈すれば、ふたつの分布図は非キリスト教化された地域とそうでない地域を判断する有力なデータとなる。

しかし、分布図はいくつもの問題点を抱えている。まず、分布図は赦免された結婚聖職者のほぼ半数から作成されたもので、全体の傾向を映し出しているかどうか疑問である。次に、聖職者をどの司教区に特定するかが問題となる。結局、赦免請願の時点で居住していた司教区（コンコルダ締結後の司教区）ということになるが、教皇特使の記録には二つの司教区が記載されている場合がある。こうしたケースの3分の2にパリ司教区が含まれている。この場合、パリ以外の司教区が機械的に選択されており、パリ司教区の比率が実際よりも小さくなった可能性がある。

赦免請願の時点での聖職者の居住地を特定したとしても、革命期から請願するまでの間に聖職者が移動したことも考えられる。つまり、請願時の居住地は、結婚時の住所なのか、それとも1789年のものか、あるいは1791年のものか、それらのいずれでもないのかがわからないのである。たとえば、ボーヴェ市では、1792年から94年にかけて15名の結婚聖職者が住んでいたが、1803年にも住んでいたのは、そのうち6名にすぎない。これとは逆の事例がヨンヌ県で見られる。ここでは、カプララに赦免を求めた聖職者の90%以上が県内の司教区出身で、他県の司教区出身者は8-9%で

しかない。地域によって移動の度合いが異なるとすれば、安易に一般化することはできない。聖職者の移動が同じ司教区内で行われたとすれば、統計処理上問題ないかもしれない。ただし、これを確認すると、コンコルダ以降司教区が再編されて、新旧の司教区が一致していないために、かなりやっかいなことになる。

さらに、赦免請願した結婚聖職者数が果たして結婚した聖職者の実数をどの程度反映しているかという問題がある。ラングロワとル・ゴフは5つの地域（対象は県、司教区、都市とさまざまである）についてのモノグラフィの成果を分布図と比較する作業を行っている。それによれば、赦免された結婚聖職者の数は実際に結婚した聖職者の40~66%でしかない。平均は48%である。結婚から赦免請願するまでに死亡者があったことを考慮して、赦免されたのは存命の結婚聖職者の半数を上回る程度であったとされる。しかも、3地域についてみれば、人口全体に占める結婚聖職者の比率が低くなるほど、赦免聖職者の率が高くなっている。そうだとすると、今回作成された分布図は、聖職者の結婚の実態をどの程度反映していえるであろうか。

また、結婚聖職者の分布図と1791年の宣誓の分布図との比較という問題もある。二つの地図はかなりの程度一致するとされている。確かに宣誓聖職者が少ないところでは、結婚聖職者も少ない。しかし、宣誓聖職者が多くても、結婚聖職者が著しく少ない南東部のような地域もあり、宣誓聖職者が多ければ、結婚聖職者が多いとは言い切れない。

最後に、分布図の解釈である。分布図が示しているのは、強制的に引き起こされた非キリスト教化なのか、それとも自然発生的な非キリスト教化なのか。非キリスト教化運動を積極的に推進した派遣議員は聖職者の結婚を標的にしたが、そうした場合であっても多数の聖職者が結婚した地域とそうでない地域がある。派遣議員の強制だけではすべてを説明することはできないのである。ラングロワとル・ゴフは、聖職者の結婚の分布図が革命前の早熟な非キリスト教化の地域、あるいは聖職者の性格の違いを照らし出した可能性を示唆している。

2. ミシェル・ヴォヴェルの研究

ラングロワとル・ゴフの研究から、聖職者の結婚という現象から非キリスト教化運動の強さを測定したり、その意味を問うには、越えるべき難問が多いことがわかる。こうした点も考慮しながら、次にミシェル・ヴォヴェルの研究を検討する。

ヴォヴェルの非キリスト教化運動に関する著作は2冊ある。*Religion et Révolution: la déchristianisation de l'an II dans le Sud-Est*, Paris, 1976. と *La Révolution contre l'église: De la Raison à l'être suprême*, Bruxelles, 1988 (谷川 稔他訳『フランス革命と教会』、人文書院、1992年)である。ここでは2冊目の著作を中心にヴォヴェルの聖職者の結婚に関する研究をみておこう。⁽⁸⁾

最初に聖職者の結婚の時期を確認すると、1790年頃から始まって、1793~94年に一気に増加している。しかし、非キリスト教化運動の終結とともに終わったわけではなく、テルミドール以降、さらにはコンコルダ以後さえみられる。テルミドール以後の比率を地域別に示すと、南西部38%、南東部27%、北西部23%、北東部22%である（ただしデータの出所も実数も示されていない）。

次に地理的分布図について。ここではカブララ文書が史料として用いられ(2959例)、県単位で3種類が作成されている。「結婚した聖職者(実数)」(図1)、「基本法への宣誓を強制された聖職者数に対する結婚聖職者の割合」(図2)、「聖職放棄者100人に対する結婚聖職者の割合」(図3)である(図のナンバーは筆者による)。ヴォヴェルは結婚の分布図を非キリスト教化の他の指標(特に聖

職放棄)の分布図と比べて、「その独自性は明白である」としているが、確かに図2と3には驚かされる。特に図3は、いわゆる「二つのフランス」とはまったく異なるものである。この地図には宣誓聖職者も聖職放棄者も少ないところで結婚聖職者の割合がきわめて高い地域がある。その一方で、宣誓率が高く聖職放棄者も多いにもかかわらず結婚聖職者が少ない地域もある。南東部のローヌ川流域やアルプス地方が後者の例である。前者の地域について、ヴォヴェルは、「聖職者の結婚政策は挑発的な非キリスト教化のむきだしの表現」であり、宣誓聖職者の少ない地域や聖職放棄がそれほどでもなかった地域で相当重要な影響を及ぼしたとして、派遣議員や活動家集団の意欲的活動や、地域の社会的拘束を免れた聖職者の関与を指摘している。しかし、後者の地域については、その存在の重要性を指摘するにとどまり、理由は述べていない。

結婚聖職者の身分については、聖職放棄者と比べると、主任司祭や助任司祭の比率が相対的に低く、逆に修道聖職者の比率が高い(ただし、身分不明の者が多いので厳密な比率とはいえない)。修道聖職者の方が結婚の魅力に敏感で、運動以前にみられた結婚の場合、南西部では半数を占めている。

年齢(1794年時点)は20代と30代の者が最も多い。平均年齢は北西部、北東部、南西部、南東部の4地域によって37歳から42歳までと幅がある。宣誓聖職者と聖職放棄者の場合、平均年齢が45歳前後であるから、結婚聖職者の方がかなり若い。結婚相手は、女中や家政婦の例は少なく、修道女の場合も多くない。最も多いのは親族で、義理の姉妹や従姉、姪である。結婚相手を見つけるのはかなり難しかったようである。

結婚聖職者が従事した職業については、ラングロワとル・ゴフが指摘した通りである。教育職、行政職、司法関係、自由専門職がもっとも多く、商業や工業で約1割、農業従事者となるとぐんと少なくなる。

結婚聖職者は嘆願書のなかで結婚に至った経緯をどのように語っているだろうか。ヴォヴェルは聖職の放棄、次いで結婚が結婚聖職者のたどった道のりであるとして、カプララに送られた書簡からその再構成を試みている。それによれば、フランスの南半分では、543の明白な告解のうち、数十名ではあるが、革命を後悔もなく追憶している。しかし多くは、恐怖政治を革命の行き過ぎた一コマ、狂気のようなものとして、「一時の錯乱」を正当化しようとしており、罪の意識が感じられる。彼らのなかには、結婚について派遣議員や革命軍兵士による迫害と圧迫を明言した者もいる。

とはいえ、赦免請願を行った結婚聖職者にとって最大の関心事は、結婚の正式な認可と家族の維持であって、それは次の分析結果からもわかる。子供があったか否かについて、約2200人の家族状況がわかっている。こどもをもうけた者は、そのうちの35%であるが、結婚して10年以内のカップルをみると、こども1人の世帯が3分の1、3人以上が42%もある。ヴォヴェルは「悔い改めか、それとも改悛の拒否か」と題した節のなかで、聖職への復帰を願い出たものがいたとする一方で、結婚を後悔することなく引き受けた者や生活していく必要性を述べた者の存在を強調している。彼らについて、「しばしば強制されて、時には打算によって結婚したこれらの聖職者たちは、他の一切の思惑に勝る家族への愛着というものを発見した」と述べている。こうした事情から、彼らの改悛はしばしば揺れ動いているが、なかには、結婚の解消も聖職に戻ることもきっぱりと拒否して、教会の外にとどまることさえほめかした者もいる。ヴォヴェルは、こうした結婚聖職者のディスクールを重視し、「筆を執らなかつた声なき声を代弁することによって、教会からの心の離反と生じた亀裂の重大さを裏付けるものでもあった」と締めくくっている。

カプララに赦免請願を行った結婚聖職者たちのなかで、復職を希望した者がどれくらいいたのか、

そのうちどれくらいが希望を実現できたのについては、何も述べられていない。ラングロワとル・ゴフが指摘したように、多くが結婚生活の続行と世俗にとどまることを望んだとすれば、先のヴォヴェルの解釈は、聖職者の結婚の到達点であったといえるかもしれない。

しかし、気になる点もある。ヴォヴェルが分析したのは、カプララ文書におさめられた結婚聖職者の嘆願書である。聖職放棄者については、統計処理上の問題点から始まって、放棄の際の宣言書の分析まで細かに検討しているのに、結婚の場合、結婚当時の聖職者のことばにはまったく触れていない。他方で結婚聖職者の嘆願書のディスコースは放棄者の革命期のそれと好対照をなしており、それはまた8年後の放棄者の姿でもあるとしている。革命期については聖職放棄者のディスコースを見れば足りるというのであろうか。ヴォヴェルは聖職者の結婚の多くが聖職を放棄した後に行われたとみているので、とりあえず聖職放棄のディスコースを通して聖職者の結婚の問題を検討することにしよう。

聖職放棄については同書の「聖職放棄」と題した章において詳しく論じられている。ここでは聖職放棄宣言書(162件、放棄者の4%弱)から放棄者自身の声をきいてみよう。ヴォヴェルは、宣言書について次のように述べている。「強制によるか、もしくは事態の成り行き、沈黙と偽善の効果によるこの状況のかなたに、首尾一貫した解釈が姿を現してくる。」この「首尾一貫した解釈」とはどんなものであろうか。

そもそも放棄者はいったい何を拒絶したのか。「狂信」、「迷信」、「形式的な儀式」、「まやかしと偽善」、要するに愚行と誤謬の世界とされているが、キリスト教の神を正面きって攻撃した者はいない。また、イエス・キリストを否認したケースもごく稀である。放棄者のカトリシズムに対する不満は、大衆の盲信につけこんだ搾取、強欲さに向けられており、カトリシズムと暴君、狂信と専制との暗黙の共犯関係が問題視されている。

放棄の理由でもっとも多いのは、「法にしたがうために」というものである。この「法」とは、「より近い権威のレベル、すなわち民衆協会、あるいはたんなる『一般的見解』、『世論』といったものとかかなり密接につながっている。」これに関連してヴォヴェルがとりわけ重視しているのが、エロー県ランサルグの司祭ジャン・ラディエのことばである。「今や、聖職者身分が民衆の幸福に反し、啓蒙の進歩を遅らせ、革命の進行を妨げることが明らかになった以上、わたくしは聖職を放棄し、社会の腕のなかに身を投じようと思う。」そして、こうした聖職者たちが願ったのは、「単なる市民」「善良な市民」、あるいは「真の共和主義者」になることであった。さらに、ヴォヴェルはいう。「市民的洗礼、これこそが、ある新しい価値体系のほとんど……神秘的ともいえる発見にこだわる者すべてにとって重要と思われることがらなのである。その価値体系は、ひとつの新しい宗教がもつ力強さで彼らに迫っている」と。

これが「首尾一貫した解釈」であるとすれば、このような文脈のなかで聖職者の結婚も考えなければならぬことになる。実際、市民的役割との関連で、「貞淑な妻を娶るつもりでいる」と語った農村聖職者の例が紹介されている。

ところで、市民になるには聖職を棄てるしかなかったのだろうか。この点についてヴォヴェルは次のように指摘している。「聖職を放棄させるという考え方は、おそらく初期にはなかったと思われる。当初考えられたのは、聖職者を結婚させることだった。たとえば、シェール県やニエーヴル県では、トルネのような立憲派司教によって結婚が容認され、実践されていた。したがって、聖職を放棄せず結婚している聖職者がいたし、ときには司牧職の遂行に固執する結婚聖職者も存在した。しかしながら、とくにブリュメール末以来、聖職放棄はゴベルの例にならって、その延長線上にあ

る結婚によって聖別されるか否かを問わず、もっとも流行した実践行動となったのである。」この指摘からは、次の2点がわかる。ひとつは、聖職の放棄と聖職者の結婚を貫くキーワードは「市民」だということである。2つめは、非キリスト教化運動が地方からパリに伝わって巨大な奔流と化したまさにそのとき⁽⁹⁾、聖職の放棄が不可避になったということである。

しかし、疑問が生じる。それまで少なくとも聖職者にとって結婚は聖職と両立すると思われていた（おそらく周囲もそう受け止めていた）のに、それがいきなり、聖職放棄以上の行為、聖職の放棄を聖別するものに意味を変えたというのであろうか。ほかにヴォヴェルの記述を探せば、各地で大量の聖職放棄の波が押し寄せる前に、強制されてもいないのに結婚を望んで聖務ばかりか身分をも捨てようとした聖職者がいたし、運動期に聖職放棄よりも聖職者の結婚奨励が先行した地域がある。ヴォヴェルは運動期の聖職者の結婚をあくまで「過去との訣別をより明確に立証するもの」とし、宣誓聖職者も聖職放棄者も少ないところで結婚聖職者の割合が極めて高い地域について、派遣議員などの強い働きかけに帰しているが、それでうまく説明できるであろうか。

最後に、ラングロワとル・ゴフの指摘からヴォヴェルの研究を見直してみよう。まず結婚時の聖職者の居住地確認問題である。これは分布図の有効性に直結する可能性があるので、大きな問題であると思われる。聖職者の宣誓と放棄の場合は、公務員としての聖職者の身分に関わる問題であるから、手続き上、自治体を通して情報が国民議会に伝えられることになっていた。したがって、結婚の場合と比べれば聖職者の居住地の特定がしやすい。ヴォヴェル本来のフィールドは南東部であって、この地方については調査が細かい。聖職者の結婚についても、南東部21県に関しては、自らカプララ文書と地方古文書館の史料との照合を行ったという。⁽¹⁰⁾しかし、そのほかの地域については説明がない。聖職放棄の場合、南東部以外の地域については、国立古文書館所蔵の報告書と宣言書からえられたデータを地方の個別研究の成果とつぎ合わせたとしている。このデータが結婚聖職者についても利用されたのであろうか。ヴォヴェルの結婚聖職者に関する全国分布図がラングロワとル・ゴフのいう諸困難を克服しているかどうか、確認できない。

ヴォヴェルの業績は、さまざまな問題を抱えつつなんとか情報を地図化して、「二つのフランス」を浮き彫りにしたことにある。それゆえ、細部は犠牲にせざるをえないが、それでも、さまざまな分布図作成の元になったデータや数値の提示と説明は不十分だといわざるをえない。ティモシー・タケットも宣誓問題を解決するために同じように分布図をいくつも作成しているが、本文中に細かな数値や表を載せているほか、巻末でもデータを紹介している。ヴォヴェルの場合、それがなされていないために、検証のしようがないのである。

特に聖職者の結婚のように、非キリスト教化運動の前後にもみられ、さまざまな意味に受けとめられた可能性のある現象の場合、分布図の作成とその解釈には相当な厳密さを要するのではないだろうか。

3. 結婚聖職者の復職について

ここでは、結婚聖職者の復職問題について考えたい。谷川 稔は『十字架と三色旗』のなかで、復権した立憲派司祭としてカルヴァドス県の司祭ヴァルフランベールの例を挙げている。それによれば、この司祭は派遣議員に強制されて、拘禁を恐れて教会法に反すると知りながら聖職者の手をへることなしに結婚し（つまり民事婚）、2人の子供を得た。革命後、妻と肉体関係を絶ち、こどもと暮らしていける家を買えるだけの持参金を持たせて離別し、自らには苦行を課して、司教に復職

を願い出た。しかし拒否されたため、カブララに嘆願書を送ったという。カブララは司教に対して復職させるよう指示している。谷川は、この過程を「立憲派僧→妻帯強制→二児をもつ弁護士→六年後離婚→復職」と要約して、まったく模範的なケースだとしている。⁽¹¹⁾

この元司祭は聖職放棄の宣言については語っていない。嘆願書の日付は1804年7月9日となっており、嘆願は決して早い方ではない。ラングロワとル・ゴフの論文によれば、復職を求めた結婚聖職者の56.7%が1803年7月1日までにカブララから返答を受けているからである。

この元司祭の復職を認めるか否かについては、カルヴァドス県の司教とカブララでは見解が分かれている。高位聖職者からみて復職を簡単に認めてよいケースではなかったのかもしれない。確かにこの元司祭は二人の子供をもうけているので、みせかけの結婚ではないから、司教とカブララとの間に見解の相違があったというのもうなずける。むしろ、なぜ復職が認められたのだろうか。

というのも、次のような歴史的背景があるからである。中世史家ジャック・ル・ゴフによれば、11世紀から12世紀にかけてキリスト教会の結婚に対する態度は大きく変化した。純潔を強調し、性行為を不純なものとして強く意識するようになったのである。そのため聖職者に純潔を求める一方で、俗人に対しては、性行為を一夫一婦制の結婚の枠内に限定した。性をこのように秩序づけることで、霊的なものの優位、聖職者の優越を確立し、俗人を導く体制を整えたのだという。⁽¹²⁾ 宗教改革でも性の問題がとりあげられている。プロテスタント教会は条件付きながら離婚を認め、聖職者の結婚も認めた。これに対して、カトリック教会は、トリエント公会議で結婚が秘蹟であること、離婚は認められないこと、独身の誓願を聖職者に義務づけることを決定し、伝統のいっそうの強化を選択した。フランスのカトリック教会はこの方針に従っていたから、独身はまさにカトリック聖職者のアイデンティティそのものだったといえる。⁽¹³⁾

それでは革命期に聖職者が結婚できたのはなぜかといえば、結婚の意味、法的な意味が革命になって大きく変わってしまったからである。革命前には、洗礼・結婚・埋葬は聖職者によって教区簿冊に記され、人々の一生はカトリック教会の枠組みのなかで始まり終わった。聖職者なくしては結婚できなかったし、社会から認知されることもなかった。ところが、革命になって3年後の1792年9月、「戸籍」が国家の管轄下におかれ、結婚も民事契約のひとつとされた。法律上、結婚は宗教と無関係な行為となった。また民事契約であるから、契約の解除、すなわち離婚も可能になった。法的には誰でも結婚、離婚、再婚できるわけで、聖職者もその例外ではなかった。結婚に関する障害を定めることができるのは、国家のみとなった。これは長い間の社会的伝統を打ち破るべきことで、フランスは世俗化へ向けて大胆な一歩を踏み出したといえよう。立憲教会はこの決定に従うほかになく、1792年の時点で教会の伝統的規律と国家の法律との間には大きな隔たりが生じていたのである。⁽¹⁴⁾

このような状況の下、実際に結婚する聖職者が現れ始めた。立憲派司教で結婚を認める者もいた。たとえば、ウール県司教のトマ・ランデは次のように語っている。「教会という船にはもっと尊いものが積まれている。それを救わねばならない。それ以外は海に棄てるのだ。イエス・キリストの天上の教えを、それを曇らせるしか役に立たない神学的見解から解放しなければならない」。⁽¹⁵⁾ しかし、ほとんどの司教は聖職者の結婚に反対したようである。アルデンヌ県司教フィルベールは93年初めに反対を表明したが、主な理由は次の3点である。聖職者は独身の誓約をしていること、結婚はミサ聖祭を執行する大前提である純潔に反すること、告解をおこなう信者の信頼を損なうこと、である。⁽¹⁶⁾ 司教たちや住民が聖職者の結婚に反対し、結婚聖職者を罷免しようとする事態を前にして、国民公会でも問題が議論されることになった。次に公会の下した決定の概要をみておこう。

まず、1792年11月17日、結婚聖職者を脅かすコミュニオン住民に聖職者の俸給を負担させ、聖職者に希望する場所への居住を認めるデクレが可決される。また、1793年2月22日、公会は聖職者の結婚を妨げる司教の措置について立法委員会に報告を求め、7月19日、ついに聖職者の結婚に反対する司教を罷免し流刑に処することを決定する。このときの議員ドラクロワの発言は注目すべきものである。「司教は選挙人集会によって選挙され、国民から俸給を与えられている。それゆえ、彼らは共和国のすべての法に従わねばならないのだ。」ここでは、聖職者の結婚に反対する者は「悪しき市民」、「国法にそむく者」、「擾乱者」とされている。⁽¹⁷⁾ さらに、8月12日、公会は結婚聖職者の罷免の無効とその復職、あるいは職務の継続を命じている。⁽¹⁸⁾ アンドレ・ラトレイユは、公会が聖職者の結婚を奨励していたこと、聖職者の結婚をめぐる動きのなかに、聖職者の市民としてのあり方を問う傾向や聖職者を嘲り信用を失墜させようとする意図があったことを指摘している。⁽¹⁹⁾ つまり、聖職者の結婚は非キリスト教化運動期だけでなく、それ以前から「戸籍」の世俗化や離婚法と密接に関連するものとして危険な争点になっていたのである。

運動期になると、公会は驚くべき決定を行う。11月19日、結婚した聖職者はたとえ宣誓拒否聖職者であっても流刑と収容所入りを免除されるというのである。⁽²⁰⁾ 結婚は公民精神と共和主義への忠誠を示す最良の証として反革命の容疑さえ晴らすというのであろうか。

復職問題に戻ろう。これまでの考察から、聖職者の結婚が革命の諸原理そのものと関わることからであり、象徴性を帯びた行為だったといえるのではないだろうか。それだけに結婚聖職者が復職できるはずがないのだが、先の司祭ヴァルフランベールは子どもまでもうけているにもかかわらず復職を嘆願し、認められている。この事実、この意味はどう理解すればいいのだろうか。なぜカプララは復職を認めたのだろうか。

復職はどの程度見られた現象なのか。ローマ教皇はコンコルダに署名したその日に教書 *Esti apotolici principatus* を発して、聖職放棄者や結婚聖職者を教会に回収する手続きを明示した。その対象となった結婚は1801年8月15日以前のもので、正式に悔い改めを行って、トリエント公会議の定めた形式に則って結婚式を挙げ、教区簿に登録することで、正式に認可された。同時にこどもの存在も合法化された。ただし、結婚聖職者は聖職者としてのあらゆる職務を放棄しなければならなかった。⁽²¹⁾

コンコルダ以後の教会復興については、ジャン・ゴデルの研究が詳しい。⁽²²⁾ それによれば、グルノーブル司教区では、コンコルダ期の聖職者数は1790年の聖職者の約30%でしかない。死者を含めて70%もの聖職者が失われたという。驚くべき数字であるが、結婚聖職者もそのなかに含まれている。ゴデルはカプララ文書のほかに国立古文書館や県古文書館などから集めた史料を基に、合計115名の結婚聖職者を算出している。カプララに赦免を請願したのはその半数で、復職を求めたかどうかは不明だが、復職した者は1人もいない。パリでも、プロンジュロンによれば194名が結婚しているが、復職は確認されていない。⁽²³⁾ 参照できた研究が少ないのではっきりとはいえないが、復職が確認できた限りでは、数はとても少ない。たとえば、35人の聖職者が結婚したアリエ県では、復職が2名で、1人は恐怖心から結婚したが後に離婚して復職。もう1人は死別後の復職で、偽装結婚であったか否かは不明である。⁽²⁴⁾ ドゥ＝セーヴル県でも4名の復職が確認されているが、すべて偽装結婚である。⁽²⁵⁾ ヴァルフランベールのような事例は見出せなかった。結婚聖職者に対する視線はかなり厳しいものだったと思われる。

聖職放棄と比べると、このことがいっそうはっきりする。聖職放棄の場合、復職率がかなり高いのである。⁽²⁶⁾

おわりに

聖職者の結婚とは非キリスト教化を意味する行為なのだろうか。聖職放棄者が相対的に多く復職できたのに対して、結婚聖職者の復職が偽装結婚の場合を除いてほとんどみられないとすれば、そう理解されたといえるかもしれない。カトリック教会の伝統的な規律からみればいうまでもないことであろう。しかし、ヴァルフランベールのような事例がほかにもみられるとすればどうであろうか。独身の請願を破り、性的なタブーを犯したにもかかわらず、自ら苦行を課したくらいで聖職に戻るができる。それを信じて復職を請願し、赦されたとすれば、そこに何をみいだすべきであろうか。

聖職者の結婚は、議論においても実践においても、非キリスト教化運動以前からみられた。この問題は、キリスト教の長い歴史のなかでしばしば焦点となっており、ギリシア正教やプロテスタントはカトリック教会とは異なる立場をとっている。啓蒙思想家も論じたテーマである。⁽²⁷⁾ 革命期にもさまざまなパンフレットが出ている。立憲派聖職者がいきなりこの問題に直面したわけではないのである。そうしたなかで運動が始まる以前から結婚する聖職者が現れ、国民議会でも議論になったこと、さらに運動が終結して圧力がなくなった後も結婚が続いたという事実は、結婚そのものにポジティブな何かがあったことを示しているのではないだろうか。

実際、聖職者の結婚に関して国民議会が決定を行うとき、「法」や「市民」という言葉が頻出している。聖職放棄の宣言のなかでも、「社会の腕のなかに身を投じよう」とか「単なる市民」になりたいという注目すべき表現がみられる。聖職放棄だけでなく、聖職者の結婚をとりまく状況、聖職者や俗人のディスクールについても分析すべきではなからうか。それらがキリスト教的な価値観からの離脱を前提としているのかどうか、検討する価値があると思われる。

註

- (1) 拙稿「革命暦第二年の非キリスト教化運動とカトリック聖職者」、『史学研究』180号、1988年
- (2) Tackett, Timothy. *Religion, Revolution, and Regional Culture in Eighteenth-century France*, Princeton, 1986.
- (3) 「二つのフランス」については、谷川 稔『三色旗と十字架』（山川出版社、1997年）、クロード・ラングロワ「カトリック教会と反教権派=世俗派」（ピエール・ノラ編『記憶の場1 フランス国民意識の文化=社会史』、岩波書店、2002年）、拙稿「フランス革命と長期的持続—聖職者リクルートと宣誓問題を通して」（岡本 明編『支配の文化史—ヨーロッパの解説』ミネルヴァ書房、1997年）を参照
- (4) C.Langlois et T-J.A.Le Goff, “Les vaincus de la Révolution: Jalon pour une sociologie des prêtres mariés, dans *Voies nouvelles pour l'histoire de la Révolution française, Actes du colloque Mathiez-Lefebvre de 1974*, Paris, 1978. p.285
- (5) *Ibid.*
- (6) Dommanget, M. *La déchristianisation à Beauvais*. Chap. VI. pp.176-177
- (7) *Les Prêtres abdicataires pendant la Révolution française, Le 175e Anniversaire de la Révolution française- Extrait des Actes du 89e Congrès national des Sociétés Savants- Lyon, 1964.*
- (8) 聖職者の結婚については第5章「結婚した僧侶」、聖職放棄については第4章「僧侶たちの聖職

- 放棄」を参照。引用文は谷川訳による。ただし一部書き改めたところがある。
- (9) 拙稿「革命暦第二年」第4章「非キリスト教化運動」参照
- (10) Vovell, *Religion et Révolution*, pp.109-110.
- (11) 谷川前掲書, 79~82 頁
- (12) Jacques Le Goff. “Le refus du plaisir”, in *Les collections de L’Histoire*, 1998. Vauchez, André, “L’église et le mariage de prêtres”, in *L’Histoire*, 1995.
- (13) Traer, James F. *Marriage and the Family in Eighteenth-Century France*, Cornell University Press, Ithaca and London, 1980, chap. I.
- (14) *Ibid.*, chap. III, VI. Lebrun, François. *La vie conjugale sous l’Ancien Régime*, Paris, 1998.
- (15) Graham, Ruth, “Les mariages des ecclésiastiques députés à la convention”, in *Annales Historiques de la Révolution Française*, 1985.
- (16) Leflon, Jean. *Nicolas Philbert*, 1954, chp. VIII.
- (17) この決定はルキニオの意見に基づいてなされた。彼は非キリスト教化運動の際に派遣議員として聖職者の結婚を強制している。 *Archives parlementaires*, 1er série(以下 A.P.と略記) LXIX, pp.188-189.
- (18) このときのデクレは、市民戸籍に関する法律や離婚法にたとえわずかでも抵抗する聖職者がいれば、先の7月19日のデクレが適用されるとしている。 A.P. LXXII, pp.61-63.
- (19) Latreille, A. *L’Eglise catholique et la Révolution française*, tome 1, Paris, 1970, p.154.
- (20) A.P. LXXIX, p.510
- (21) Godel, Jean. *Réconstruction concordataire dans le diocèse de Grenoble après la Révolution(1802-1809)*, Grenoble, 1968, p.278.
- (22) *Ibid.*, chap.X
- (23) Plongeron, B. “Les prêtres abdicataires Parisiens”, dans *Prêtres...* pp.50~53, pp.58~59.
- (24) Mlle. Rebouillat, “Les abdicataires de l’Allier”, dans *Prêtres...* p.170.
- (25) Fracart, M. -L.. “Les Déprêtrisation dans le département des Deux-Sèvres”, dans *Prêtres...* p.201.
- (26) もっとも非キリスト教化運動が終結した直後から事実上の復職が始まっているので、カブララによる復職と同一視できないかもしれない。なお、ナポレオンは1805年に元結婚聖職者を一切の公職から排除している。 Plongeron, *op.cit.*, p.59
- (27) True, W.M. *The Dechristianizing Mouvement during the Terror*, Ph. D. Harvard University unpublished, 1938, pp.334-351.